鈴市整第　1662　号
令和６年１月24日

三重県土地家屋調査士会
会長　川井　一浩　様

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱の一部改正について（通知）

平素は、鈴鹿市狭あい道路行政につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

従来、鈴鹿市の狭あい道路対策事業において、営利を目的とする不動産の販売事業を行おうとする場合は、拡幅整備工事の完了を拡幅用地寄附の条件とし、報償金については対象としていませんでした。

令和６年４月１日からは、狭あい道路対策事業をより推進するため、この拡幅整備工事完了の条件を撤廃し、併せて報償金の対象とする要綱の一部改正を令和６年１月18日付け鈴鹿市告示第５号により告示いたしました。

現在、寄附いただきました土地の拡幅整備は、工事実施まで数年を要しているところです。今回の要綱改正に伴い、寄附申出の増加が見込まれることから、拡幅整備の工事実施までに、更に期間を要することを御理解いただきますようお願いいたします。

また、事業者様が自ら拡幅整備の工事を実施する場合であっても、あらかじめ市街地整備グループに相談いただくとともに、道路管理者との協議、道路工事施工承認・法定外公共物工事施工承認申請、承認を受け、工事に着手するようお願いいたします。

なお、令和６年度の受付は、４月１日から開始する予定ですので、貴団体の会員様に合わせて御周知くださいますようお願い申し上げます。

事務担当
鈴鹿市都市整備部市街地整備課
市街地整備グループ
TEL059-382-9047
e-mail :shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp